

小規模企業共済ご契約者向け貸付制度のご案内

一般貸付制度

もしものときに、迅速に事業資金を借入れできる便利な制度です。
借入限度額や期間、返済方法などについては、下記をご参照ください。

1. 借入れの限度額

掛金の範囲内（掛金納付月数により掛金の7～9割）で、10万円以上2,000万円以内（5万円単位）で借入れをすることができます。

- ・現在、借入れをしていない場合は、お客様にお送りした最新の『貸付限度額のお知らせ』を確認してください。
- ・すでに借入れをしている場合や、お知らせが手元にない場合は、『共済手帳』などで共済契約者番号を確認のうえ、コールセンターまで、ご本人がお問い合わせください（本人確認が必要となります）。

貸付限度額は、算定基準日における掛金残高と掛金の納付月数に応じて、年に2回（4月・10月）設定されます。

2. 借入期間

借入金額に応じて、以下の借入期間より選択できます。

100万円以下	：	6か月、12か月
105万円～300万円	：	6か月、12か月、24か月
305万円～500万円	：	6か月、12か月、24か月、36か月
505万円以上	：	6か月、12か月、24か月、36か月、60か月

3. 借入金の返済方法

- ・借入期間が6か月または12か月の場合：期限一括償還
- ・借入期間が24か月、36か月、60か月の場合：6か月ごとの元金均等割賦償還

「元金均等割賦償還」とは、返済金額のうち、元金だけが均等になるように返済する方法です。返済が進み元金が減るにつれて支払う利子も少なくなります。

4. 利率

年1.5%（令和5年6月1日現在）

5. 利子の支払方法

返済方法によって、利子の支払方法も変わります。

- ・期限一括償還 : 借入時に一括前払い
- ・割賦償還 : 借入時および返済時に6か月分前払い

6. 延滞利子

年 14.6%

その他

・借入期間内に借入金を返済できないような事態が生じた場合、新たな借入れに必要な約定利子を支払うことで、借り換えができます。

お問い合わせ：中小企業基盤整備機構

- ※「共済契約者番号」をご用意ください。
- ※契約者ご本人さまよりご連絡ください。
- ※休み明けは電話が混み合うことがございます。ご迷惑おかけしますがご了承ください。
- ※電話が比較的つながりやすい時間帯は、9時台、12時台、16時台です。

共催相談室 050-5541-7171

[受付時間] 平日: 午前9時～午後5時

事業資金の借入れの流れ

「一般貸付け」制度を利用する際の手続き方法です。

STEP①

必要書類を入手

※別紙【必要書類】をご確認ください。

STEP②

借入窓口にて手続き

ご登録頂いた借入窓口の金融機関で『貸付金借入申込書』を受け取り、必要事項を記入して添付書類と一緒に提出して下さい。

STEP③

借入金のお受取り

手続き完了後、『貸付金』、『貸付金計算書』、『金銭消費貸借契約証書(借主控)』が交付されます。

【必要書類】

・ 印鑑登録証明

…発行後3ヶ月以内の原本が必要です。

・ 本人確認書類（運転免許証、健康保険証など）

・ 貸付金額に応じた収入印紙

貸付金額	収入印紙の額
10万円	200円
15万円～50万円	400円
55万円～100万円	1,000円
105万円～500万円	2,000円
505万円～1,000万円	1万円
1,005万円～2,000万円	2万円

・ 共済契約書本人の実印

〈中小機構の様式書類〉

・ 貸付金借入申込書（様式 小 805または806）

…この書類は、借入窓口の金融機関で手続きの際、お受け取りください。

…使用する書類は返済方法により異なります。一括で返済する場合は『期限一括償用（様式 小 805）』を、分割で返済する場合は『割賦償還用（様式 小 806）』を使用します。

…書類は3枚複写で、2枚目と3枚目が『金銭消費貸借契約証書』となります。

共済契約書番号が掲載されている中小機構からの送付物

…『貸付限度額のお知らせ』、『借入資格取得通知書』、『ご返済期日到来の案内』または『共済手帳』などが必要です。

・借入窓口登録をしていない場合は、商工組合中央金庫（商工中金）の本店または支店で借入れの手続きができます。登録の金融機関が不明な場合は、コールセンターにお問い合わせください。

・借入窓口が商工中金の場合は、午後2時まで窓口で手続きをすると、その日のうちに貸付けを受けることができます。

・その他の金融機関の場合は、借入れの申込みから資金交付まで2～3日程度の日数を要する場合がありますので、事前に登録金融機関にお問い合わせください。

・貸付金借入申込書には、共済契約者本人が反社会的勢力に該当しないこと、またそれに類する行為を現在かつ将来にわたり行わないことを確約・表明していただく項目があります。その項目に署名・捺印がない場合は、借入れできません。

・その他の貸付制度（創業転業時・新規事業展開等貸付け、福祉対応貸付け、緊急経営安定貸付け、事業承継貸付け、廃業準備貸付け、傷病災害時貸付けのうち「傷病時貸付け」）を利用する際は、「小規模共済融資課」までお申し込みください。

・「災害時貸付け」を利用する際は商工中金までお申し込みください。